

## 第2章 教員組織

### (教員組織)

第6条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める本大学専任教員をこれにあてる。

2 専門職大学院の授業科目を担当する教員は、専門職大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める当該大学院の専任教員をこれにあてる。ただし、当該大学院の専任教員のうち相当数は、各専攻分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者とする。

3 各研究科の授業科目の担当について、特に必要のあると認められる場合は兼任講師をもってこれにあてることができる。